

令和3年度 事業計画書

社会福祉法人 盛岡市社会福祉協議会

目 次

I. 基本方針	1
II. 重点項目	2
III. 事業実施計画	4
1. 地域福祉活動の推進	4
(1) 地域福祉活動計画の中間見直し	4
(2) 地域福祉活動の支援	4
(3) 生活支援体制整備事業	5
(4) 高齢者生きがい活動等の支援	5
(5) 児童の育成支援	5
(6) 福祉教育の推進	6
(7) 障がい者(児)の支援	7
(8) ボランティア・市民活動の支援	7
(9) 福祉団体の育成・支援	7
(10) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動への協力	8
(11) 地区福祉懇談会の開催	8
2. 生活支援サービスの推進	8
(1) 地域福祉コーディネート活動	8
(2) 重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業	8
(3) 生活支援相談	9
(4) 生活福祉資金等の貸付相談	9
(5) 日常生活自立支援事業	10
(6) 不利益な取り扱いに関する相談受付	10
3. 在宅福祉サービスの推進	11
(1) 介護保険サービス	11
(2) 障がい福祉サービス	11
(3) 地域生活の支援	12
(4) 地域包括支援センター	13
(5) 外出の支援	13
(6) 心身障がい児一時介護の支援	14
4. 東日本大震災被災者支援	14
5. 福祉活動情報の発信	14
6. 総合福祉センターの管理運営	14
7. 職員の育成	15

令和3年度 盛岡市社会福祉協議会 事業計画

I. 基本方針

急速な少子高齢化や人口減少社会が到来している日本においては、さまざまな福祉課題が山積しており、生活困窮や虐待、子どもの貧困など従来の枠組みでは解決できない多様な課題に取り組むためには、民生児童委員や町内会・自治会、福祉推進会、NPO、ボランティア、地域貢献に取り組む企業、社会福祉関係者、行政などとの協働連携を深めるとともに、住民主体の支え合いを支援していくことが求められています。

国においては全世代型保障を目指す取り組みとして、子ども子育て支援制度の創設や働き方改革、地域共生社会への取り組みなど、幅広い制度の見直しを行っています。

このような情勢を踏まえ本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、関係機関や地域組織、団体とともに、持続可能な地域社会の創造に向けて、積極的に取り組んでまいります。

本会は設立70周年、法人認可55周年を迎えましたが、令和3年度は第2期地域福祉活動計画中間見直し後の取り組みを行政の盛岡市地域福祉計画と緊密な連携を保ちながら、地域福祉活動計画の基本理念である「人と人がつながり共に支え合うまちづくり」を着実に進めてまいります。

地域福祉活動においては、高齢者の生活支援体制整備の推進を図り、地域で抱える生活課題、福祉課題の解決に向けた地域包括ケアシステム構築のため、地域支援体制の仕組みづくりを推進してまいります。

生活支援活動については、生活福祉資金や日常生活自立支援事業、重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業による相談支援活動など、一層の充実を図ってまいります。

介護保険事業については、新型コロナウイルス感染症により、これまで経験したことのない状況に様々な対応を迫られる厳しい経営が予想されますが、感染防止対策を最大限に拡充し、要介護等高齢者が地域で自立した生活を最後まで続けるため、介護サービスを必要とする方に必要なサービスが提供できる体制の維持をしてまいります。

また、介護職員の人材確保及びその定着を図り、社会福祉協議会の特色を活かした利用者本位の介護サービスの提供に努めてまいります。

以上の基本方針を具体化するため、次の7項目の重点項目を掲げ、効果的な展開を図るとともに、この裏付けとなる実行予算の編成を行うものとします。

II. 重点項目

1 地域福祉活動の推進

第2期地域福祉活動計画の中間見直しに基づき、住民が住み慣れた地域で安心・安全に暮らすことができるよう、地区福祉推進会や町内会・自治会等が行う見守り活動やサロン活動等の地域福祉活動を支援し、共に支え合うまちづくりを推進します。

また、地区福祉懇談会を開催し、地域住民や関係機関、関係団体、行政と連携しながら地域の活性化を図るとともに、地域の福祉課題に取り組みます。

また、令和4年度の本格実施を見据えた重層的支援体制整備事業への移行準備事業により、関係機関とのネットワークの構築を行い、複合的かつ複雑な課題解決のための支援体制を強化し、要援護者に対する支援活動を行うとともに、生活支援体制整備事業による高齢者の地域で支える仕組み作りを推進します。

2 ボランティア・市民活動の推進

ボランティア活動の活性化を図るため、活動の担い手となる団体、個人、企業等に対してボランティア情報を提供し、養成を行うとともに、福祉教育と連動したボランティア意識の高揚や地域住民の生活支援、災害時等に対応するボランティアの育成を図る事業を進めます。

また、身近な地域でつながりをつくり、ボランティア・市民活動を展開するため、拠点の確保や活用、運営方法などの情報を提供し活動を支援します。

3 福祉サービスの利用支援

生活福祉資金・助け合い資金の貸付相談に対応するため関係機関と連携を図り支援を行います。また、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、日常生活自立支援事業による支援を行うとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

4 介護保険事業サービスの推進

新型コロナウイルス感染症の長期化が予想される中、介護事業所の万全な備えによる感染防止対策を講じながら、要介護等高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし、その能力に応じた社会参加ができるよう、要介護状態の軽減又は維持に努め、自立に向けた日常生活の支援を行います。

また、社会福祉協議会らしい地域福祉推進との連携を強化し、支援困難ケースなどの対応には、関係専門機関とともに包括的に支援する「地域包括ケアシステム」の実践に取り組みます。

さらに、安定した介護報酬の収益となる経営を目指し、顧客獲得に向けた事業所の介護サービスの質の向上や人材の確保及び定着を図るため、介護従事職員の処遇改善を進め、採算性に努めた持続可能な介護サービス事業を実施します。

5 東日本大震災被災者支援

東日本大震災による災害公営住宅入居者と地域住民の交流など、復興支援センターやボランティア団体等と連携、連絡調整を図りながら支援活動を行います。

6 効果的、効率的な業務執行と職員の育成

多様化・深刻化する地域の福祉課題や生活課題に対応するため、事務事業について担当職員が主体的に見直し・改善を行い、効果的、効率的な業務執行に努めるとともに、部門を横断した局内連携体制づくりを進め、役職員の共通理解を図ります。

職員育成の体制としては、社協職員育成基本方針に基づく階層別の職員研修を実施、OJTを推進するとともに、職場外研修についてはオンライン研修等も活用し人材の育成に取り組みます。

また、職員が安心して働き続けられるよう待遇の改善に努めるとともに、良好な職場環境を維持するため、産業医の指導のもと衛生委員会による年間を通じた衛生管理を実施し職員の心身の健康の保持に努めます。

7 信頼される組織運営

社会福祉法人としての公益性・非営利性を確保するため、組織のガバナンスと財務規律の強化や情報公表等による透明性の向上を図るとともに、将来を見据えた目標を定め、具体的な戦略をもって経営に取り組むために社協の強化・発展方針である中期経営計画の策定を進め、持続可能な開発目標(SDGs)達成への貢献を目指し、組織の社会的価値向上に努めます。

また、全社協 福祉ビジョン 2020 が目指す「ともに生きる豊かな地域社会」、併せて地域福祉活動計画の理念である「人と人がつながり共に支え合うまちづくり」の実現に向けて、地域の多様な関係者との連携・協働を深める中核として役職員が一丸となって取り組み、住民から信頼される社協を目指します。

Ⅲ. 事業実施計画

1. 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉活動計画の推進

令和2年度に見直しを行った第2期地域福祉活動計画を市民や地域、団体、関係機関等と連携・協働して地域福祉を推進します。

(2) 地域福祉活動の支援

地区福祉推進会や町内会・自治会が主体的に行う福祉活動への支援や運営費の助成等により地域福祉活動の活性化を図るとともに、地域住民、民生児童委員、福祉関係団体等地域全体との協働のもと、助け合い、支え合いの意識の醸成及び具体的活動が促進されるよう支援します。

① 地区福祉推進会活動の支援

ア 事業活動・事務費助成

(事業費 2,680 千円)

地区福祉推進会事業や地域福祉活動が円滑に推進されるよう、活動費・事務助成金を交付します。

イ ふれあいシルバーサロン事業

(事業費 6,803 千円)

地区内のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等の方が、地域住民とのふれあい活動を通して、健康を保持しながら生きがいを高められるよう、地区福祉推進会が行う住民間の交流会、地域ボランティアの組織化と日常生活への支援、世代間の伝承遊びやスポーツ交流会等の取り組みに対して重点的な活動に取り組めるよう支援します。また、高齢者の方自らの健康管理や在宅介護に関する技術習得の機会の取り組みについても促進を図ります。

○ ふれあい給食会・ふれあい座談会・世代間交流会・ボランティア活動

○ 介護教室・医療保健講座

ウ シルバーメイト事業

(事業費 3,980 千円)

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、認知症の方等が地域で安心して生活できるよう、地区福祉推進会が中心となり、地域住民の見守り・訪問などによる安否確認を行います。地域全体で高齢者の方々を支え合う暮らしの実現に向けた取り組みを推進します。

② ふれあいのまちづくり事業（玉山地域）

(事業費 454 千円)

玉山地域内において、弁護士等専門家による定期的な法律相談や生活相談、チャイルドシート等の貸出し、自治会への除雪機の貸出し、家事支援等の提供など、地域での安心した生活の確保に向けた支援を行います。

○ 専門家による福祉相談

○ チャイルドシート等の貸出

○ 除雪機の貸出（4台）

○ ふれあいサポートバンクによる家事支援等

③ ICTを活用した見守り事業

岩手県社会福祉協議会が進めるICT（情報通信技術）を活用した「いわて“おげんき”みまもりシステム」に参画し、「“おげんき”みまもりセンター」として高齢者等の見守りを行います。

“おげんき” みまもりセンターでは、地区福祉推進会、民生児童委員、町内会・自治会等の協力を得ながら、登録する一人暮らし高齢者等の安否確認を毎日行うとともに、システムを活用しながら、ひとり暮らし高齢者等の孤立防止、見守り活動を行います。

(3) 生活支援体制整備事業（盛岡市委託事業） （事業費 13,374 千円）

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができる長寿社会の実現を図るため、盛岡市全域（第1層）並びに盛岡駅西口及びみたけ・北厨川の各地域包括支援センター圏域（第2層）に配置の生活支援コーディネーターによる地域資源の情報収集や生活支援の担い手養成と社会資源の開発、ならびに認知症に関する予防と家族の相談支援などを通じ、生活支援・介護予防サービスの提供体制整備に向けた取り組みを推進します。

(4) 高齢者生きがい活動等の支援

高齢者の方々の健康増進、社会参加等の生きがい活動について、関係団体と共に支援します。

① 老人生きがい事業 （事業費 518 千円）

高齢者の方々の生活を健康で生きがいのあるものにするため、盛岡市老人クラブ連合会、盛岡市との共催により、高齢者の生きがい増進に関わる事業（老人スポーツ大会等）を開催します。

② 市民福祉茶会の開催 （事業費 71 千円）

盛岡茶道協会との共催により、杜陵老人福祉センターを会場に、年6回 70 歳以上の高齢者の方々を茶会に優待します。また、高齢者の方々と子供たちが茶会を通して、世代間の交流を行う「ふれあい交流福祉茶会」を開催します。

(5) 児童の育成支援

ひとり親家庭、子ども会、放課後児童その他児童の健全育成について、関係団体等と連携を図りながら支援を進めるとともに、児童・生徒の福祉教育の一層の推進に努めます。

① ひとり親家庭の支援

盛岡市母子寡婦福祉協会が実施する「親と子のつどい」クリスマス会を支援します。

② 児童福祉週間運動・支援 （事業費 37 千円）

5月5日の「こどもの日」を中心とした児童福祉週間において、児童福祉に関する講演会を開催するとともに、子ども会育成会連絡協議会が行う歩け歩け運動を支援します。

③ 児童館の管理運営（盛岡市指定管理者指定事業） （事業費 86,878 千円）

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、盛岡市が玉山地域に設置する5カ所の児童館の指定管理者として、円滑な運営に努めます。

館名	運営区分	開館時間			職員数 (人)
		月～金曜日	土曜日	学校休業日	
巻堀児童館	幼児・学童混合保育型	8:00～18:00 10:30～19:00	8:00～12:00 8:00～18:00	— 8:00～19:00	6 (3)
日戸児童館	学童保育型	10:30～19:00	8:00～18:00	8:00～19:00	5 (2)

好摩児童館	学童保育型	10:30～19:00	8:00～18:00	8:00～19:00	7 (3)
生出児童館	幼児・学童混合保育型	8:00～18:00 10:30～19:00	8:00～12:00 8:00～18:00	— 8:00～19:00	7 (3)
渋民児童館	学童保育型	10:30～19:00	8:00～18:00	8:00～19:00	8 (3)

(注) 開館時間の上段は幼児型、下段は学童保育型を表します。
職員数の括弧は、常勤職員数(内数)を表します。

④ 学童クラブの管理運営(放課後児童健全育成)(盛岡市委託事業)(事業費 15,702 千円)

留守家庭児童の放課後における保護と健全育成活動の推進を図るため、2カ所の学童クラブの円滑な運営に努めます。

学童クラブ名	主な学区	開館時間			職員数 (人)
		月～金曜日	土曜日	学校休業日	
都南こどもの家	見前小学校区	11:00～18:15	8:00～18:15	8:00～18:15	7 (2)
外山学童クラブ	米内小学校区	10:30～19:00	8:00～18:00	8:00～19:00	5 (2)

(注) 職員数の括弧は、常勤職員数(内数)を表します。

(6) 福祉教育の推進

児童・生徒や地域住民への福祉体験、講座等を通して、福祉に関する学習の場を提供し、福祉意識の高揚と地域福祉の担い手となるよう町内会・自治会、学校、企業等と連携して福祉教育の推進を図ります。

① 福祉作文・標語コンクール (事業費 185 千円)

市内の小・中学生を対象として、福祉作文・標語を募集し、最優秀作品を社会福祉大会で朗読発表するとともに、福祉標語最優秀賞ポスターを作成し、市内福祉関係施設に配布し、市民の福祉意識の普及・啓発に努めます。

② キャップ・ハンディ体験

車いす体験、アイマスク・白杖体験、高齢者疑似体験、当事者からの講話など、小・中学校や町内会・自治会、企業が行うキャップ・ハンディ体験に職員やボランティアを派遣します。

③ 福祉教育に関する教員向け学習会の開催 (事業費 18 千円)

次代を担う児童・生徒の福祉教育プログラムに関する内容や児童を取り巻く課題の解決に向けた内容の学習会を開催し、学校と地域、関係団体が協働して福祉教育に取り組めるよう支援します。

④ 赤い羽根共同募金出前講座

市内の小・中学校等を対象に職員を派遣し、共同募金運動の理解を深める出前講座を実施し、運動の啓発及び福祉教育の推進を図ります。

(7) 障がい者(児)の支援

障がいのある方がスポーツ等を通して社会参加やボランティア等との交流が促進されるよう支援します。

○ 障がい者スポーツ大会の支援 (事業費 88 千円)

盛岡市が主催する盛岡市障がい者スポーツ大会に対して、障がい3団体と共に開催経費を負担するとともに、高校生、学生等のボランティアを募集し派遣します。

(8) ボランティア・市民活動の支援

市民のボランティア・市民活動を促進するため、ボランティアの養成と組織の育成に努め、地域住民の生活支援活動などへの参加を促進します。

① ボランティアの養成研修 (事業費 49 千円)

学生を含めた市民を対象とするボランティア講座を継続的に開催し、ボランティア意識の高揚を図るとともに、活動の機会を提供し、ボランティア活動の定着を図ります。

② ボランティアの登録・マッチング (事業費 66 千円)

ボランティア登録者に活動団体の紹介などの総合調整を行うとともに、市民等のニーズの収集に努め、ボランティア登録者とボランティアニーズのマッチングを推進します。

③ ボランティア・市民活動情報ネットワークの推進 (事業費 485 千円)

ボランティア連絡協議会の運営や盛岡市ボランティアまつり「ふれあい広場」の開催など、交流活動への支援を通して、ボランティアグループや個人ボランティアのネットワークづくりを推進するとともに、市民への情報発信を継続的に行います。

④ ボランティア保険の加入助成 (事業費 1,605 千円)

ボランティアが安心して活動を行うため、ボランティア活動保険(基本プラン)の保険料について助成します。また、同保険制度の周知を図り、加入の促進に努めます。

⑤ ボランティア活動機材の貸出し

社会福祉協議会が備える屋外活動用資材等を貸し出しし、ボランティア団体等の活動を支援します。

⑥ 福祉除雪 (事業費 10 千円)

雪かきが困難なひとり暮らし等の高齢者世帯などからの依頼に応じ、社会福祉協議会に登録する福祉除雪協力団体や個人ボランティアと連絡調整を図り、依頼世帯の雪かきを行います。また、地域の除雪組織の立ち上げを支援し、住民相互の支え合いを促進します。

(9) 福祉団体の育成・支援 (事業費 3,874 千円)

全市的範囲で活動する専門別に組織された福祉関係団体(9団体)に対して、運営経費の一部を助成することにより、当該団体の育成と活動の支援に努めます。

(10) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動への協力

岩手県共同募金会盛岡市共同募金委員会が実施する赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動に協力し、地域福祉活動の振興につながるよう努めます。

① 小規模災害被災者見舞金の給付 (事業費 350 千円)

豪雨や洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象又は火事、爆発等により半壊若しくは半焼以上又は床上浸水の被害のあった世帯に対し見舞金を支給します。

② 歳末たすけあい募金運動寄付金の交付等 (事業費 9,390 千円)

重度心身障がい者(児)世帯や寝たきり高齢者世帯、ひとり親世帯等で生活困難な世帯の方々に対して寄付金の交付を行います。

③ 生活困窮世帯支援生活用品等支給事業 (事業費 100 千円)

地域福祉コーディネート活動において実施する生活困窮世帯へ生活用品等の支給を行います。

(11) 地区福祉懇談会の開催 (事業費 54 千円)

第2期地域福祉活動計画の推進のため、地区福祉推進会や町内会・自治会で地区福祉懇談会を開催し、地域課題と解決に向けた意見交換を行い、具体的な解決方法について話し合い、実践に向けた取り組みを支援します。

2. 生活支援サービスの推進

(1) 地域福祉コーディネート活動

地域福祉コーディネーター（CSW）による高齢者や障がい者、ひきこもりなど年齢や障がいの有無に関わらず分野横断的に相談に応じ、必要なサービスや専門機関へつなぐとともに、地域住民、各関係機関や事業所と連携し、新たな課題解決に向けた地域の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

(2) 重層的支援体制整備事業に係る移行準備事業（盛岡市委託事業） (事業費 23,403 千円)

地域共生社会の実現を目指し平成28年度から令和2年度まで実施してきた多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業が、社会福祉法の改正により令和3年度から法定事業として重層的支援体制整備事業が実施されることとなり、盛岡市では令和4年度の本格実施に向け、令和3年度は移行準備事業として事業実施することとなりました。

受託事業である「多機関協働事業」と「参加支援事業」により複合的な悩みを地域福祉コーディネーターが中心となり、総合的かつ円滑に相談できる体制を重層的に構築し、相談者本人だけでなく世帯全体の課題を把握し、解決に向けて多職種による相談体制づくりと本人及び世帯が地域の中で安心して暮らすことができるよう地域づくりも併せて行います。また、困りごとまるごと無料相談会を開催し、複合的な課題の掘り起こしと解決に向け継続的に関わる支援を行います。

継続的な支援においては、事業の本格実施を見据え、支援会議を開催しプランの作成、支援の実施、モニタリングによる支援の見直し、支援の終結までの一連の流れが可視化できるロールモデルを構築します。

ひきこもり当事者や家族への相談対応、社会とのつながりを作る支援等、取り組みを強化するため、既存の社会資源を活用した新たな居場所や参加の場を創出します。

一般就労に困難を抱える方を対象とした中間的就労の場として Book and Bookenergy in Morioka 活動を継続するため、NPO 法人と連携し市民や教育機関、事業所に読み終えた本の寄付を呼びかけます。

(3) 生活支援相談

市民が地域で安心して暮らすことができるよう、生活課題等への解決に向けた各種相談に対応します。

○心配ごと相談（心配ごと相談所）

市民の方々が抱えているさまざまな問題や悩みごとについての初期相談窓口として、相談員が広く相談に応じ、解決に向けたアドバイスを行います。

- ・中央相談室（常設） 月～金曜日 10時～16時
- ・都南相談室（定期） 毎月第3金曜日 10時～16時

(4) 生活福祉資金等の貸付相談

（事業費 25,173 千円）

他の貸付制度の利用ができない、低所得世帯等の方の経済的自立と生活安定を目指すために必要な資金（生活福祉資金）や不時の出費に必要な小口資金（助け合い資金）の貸付相談に対応します。

平成 27 年度の生活困窮者自立支援法施行に伴い、総合支援資金と緊急小口資金等の貸付については、原則として生活困窮者自立支援制度の利用を貸付の条件とされております。

また、雇用や生活の改善に向けた貸付については、盛岡市くらしの相談支援室、ハローワーク、岩手県社会福祉協議会、盛岡市福祉事務所、岩手県消費者信用生協、盛岡市消費生活センター等の関係機関と緊密なネットワークを通じて対応します。

① 生活福祉資金（岩手県社会福祉協議会委託事業）

- 対象者 低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯（福祉資金は日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る）、失業や収入の減少により生活維持が困難な世帯の方
- 貸付条件 市内居住等
- 貸付利率 年 1.5%（連帯保証人がある場合は無利子）。
ただし、教育支援資金及び緊急小口資金は無利子。
- 資金種類 総合支援資金、福祉資金（福祉費・緊急小口資金）、教育支援資金、不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金

② 助け合い資金

- 貸付限度額 80,000 円以内（無利子）
- 償還期限 8 カ月以内
- 連帯保証人 1 名

(5) 日常生活自立支援事業（岩手県社会福祉協議会委託事業）（事業費 24,013 千円）

日常生活上の判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理や、介護保険サービス等福祉サービスの利用手続きを援助する生活支援を行います。

- 事業体制 専門員 5 名、生活支援員 18 名（うち盛岡市担当 13 名）
- 利用料 相談無料。1 回の援助につき 1 時間当たり 1,300 円（生活保護世帯無料）
- 対象者 認知症高齢者、知的・精神障がい者等の判断能力が不十分で、日常生活に必要な福祉サービスの利用等について判断することが難しい方
- 援助の内容
 - ・福祉サービスの利用手続きや情報提供と助言
 - ・福祉サービスの利用料の支払いや日常的な金銭管理サービス
 - ・書類等の預かり保管サービス
 - ・苦情解決制度の利用支援
- 事業の範囲 盛岡市・紫波町・矢巾町

(6) 不利益な取扱いに関する相談受付（岩手県社会福祉協議会委託事業）

平成 23 年 7 月に施行された「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」に基づき、障がいのある方に対する不利益な取扱いに関する相談を受け付けし、関係機関や関係団体などと連携し、不利益な取り扱いの解消に努めます。

3. 在宅福祉サービスの推進

各サービスの提供に際しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防に十分配慮しながら、実施してまいります。

(1) 介護保険サービス

要介護等高齢者の尊厳保持及びその自立を支援する介護保険法の目的に基づき、盛岡駅西口介護サービス事業所及び月が丘介護サービス事業所において、良質な介護保険サービスを提供するとともに、地域包括ケアシステムの実現に向けて、関係機関と連携した介護サービス事業を実施し、採算性を確保する経営に努めます。

① 居宅介護支援（盛岡駅西口・月が丘）（事業費 59,097 千円）

介護支援専門員が要介護者の方やその家族の方の希望を取り入れて必要な介護サービス計画を作成します。また、特定事業所として質の高い介護支援サービスの提供に努めます。

○営業日・時間 月～金曜日 8時30分～17時15分

○盛岡駅西口指定居宅介護支援事業所 主任介護支援専門員3名 介護支援専門員2名

○月が丘指定居宅介護支援事業所 主任介護支援専門員1名 介護支援専門員4名

② 訪問介護・第1号訪問事業（訪問介護相当サービス）

（盛岡駅西口・月が丘）（事業費 89,456 千円）

訪問介護員による入浴、食事介助などの身体介護や炊事、掃除などの生活援助を行います。

○介護保険対象外サービスの実施

訪問介護等サービスの利用者の意向を踏まえ、ケアプランに基づき介護保険法による事業の対象とならない家事支援や外出介助等のサービスを提供し、自立した日常生活を継続するための支援を行います。

○盛岡駅西口ヘルパーステーション サービス提供責任者5名 訪問介護員19名

○月が丘ヘルパーステーション サービス提供責任者4名 訪問介護員15名

③ 通所介護・第1号通所事業（通所介護相当サービス）

（盛岡駅西口・月が丘）（事業費 97,949 千円）

在宅の要支援・要介護等高齢者の方に、入浴、食事等の介助や機能訓練などのサービスを提供します。

○営業日・時間 月～土曜日 8時30分～17時15分（サービス提供 9時30分～15時50分）

○盛岡駅西口老人デイサービスセンター 生活相談員1名 看護職員1名 介護員10名 運転手4名

○月が丘老人デイサービスセンター 生活相談員1名 看護職員1名 介護員11名 運転手3名

④ 介護予防・日常生活支援総合事業（事業費 24,794 千円）

要支援1・要支援2と判定された高齢者や総合事業の対象となる方に対して、要介護状態への移行を予防するため、「盛岡駅西口地域包括支援センター」及び「みたけ・北厨川地域包括支援センター」において介護予防ケアマネジメントを行います。

(2) 障がい福祉サービス（事業費 4,440 千円）

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）サービスとして利用者宅でホームヘルパーによる入浴、食事、介助などの身体介護や炊事、掃除などの生活援助を行います。

○営業日・時間 月～土曜日（国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く）

8時30分～17時15分（サービス提供7時～21時）

○盛岡駅西口指定居宅介護事業所

○月が丘指定居宅介護事業所

(3) 地域生活の支援

在宅のひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者の方、身体に障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、自立に向けた日常生活上の支援を行うほか、家族介護者の心身のリフレッシュについて支援します。

① 日常生活福祉用具の貸与 （事業費 102 千円）

介護保険制度の対象とならない在宅の高齢者の方や障がいのある方などに日常の生活福祉用具を貸し出しします。

○貸与用具 車いす、電動車いす、特殊寝台、マット、歩行器

○対象者 介護保険サービス利用の適用を受けない在宅介護高齢者、身体障がい者の方。
又は、一時的に必要とされる方

○貸与期間 車いす1カ月更新 特殊寝台3カ月更新

○利用料 無料

② 寝たきり高齢者等の紙おむつ支給（盛岡市委託事業） （事業費 14,946 千円）

介護者の方々の経済的負担の軽減を図るため、在宅の寝たきり高齢者等の方に、各地域の老人福祉センター等の協力を得て紙おむつを支給します。

○対象者 おおむね65歳以上の在宅の方で、おむつを常時使用している状態が6カ月以上継続し、又は6カ月以上継続することが予想される非課税世帯の方

○支給枚数 1カ月当たり フラット型、尿取りパッド（105枚上限210枚）

パンツ型テープ止め、パンツ型はくタイプ（20枚上限40枚）

※ 要介護4又は5の場合は上限を適用

○利用料 無料

③ 高齢者世話付住宅援助員の派遣（盛岡市委託事業） （事業費 1,902 千円）

月が丘老人デイサービスセンターにおいて、高齢者世話付住宅（市営月が丘アパート）に生活援助員を派遣し、生活指導や相談を行うとともに、24時間対応で安否確認等を行います。

④ いきいき高齢者の通所支援（玉山地域）（盛岡市委託事業） （事業費 1,681 千円）

家に閉じこもりがちな高齢者の方（要支援の認定までに至らない65歳以上の方等）にサテライト型のデイサービスを提供します。

⑤ 家族介護者のリフレッシュ（盛岡市委託事業） （事業費 528 千円）

寝たきり等の高齢者を在宅で介護している家族に、介護者相互の情報交換や交流や介護技術の研修を年2回実施することにより、心身のリフレッシュとなる休養の機会を提供し、家族介護を支援します。

(4) 地域包括支援センター（盛岡駅西口、みたけ・北厨川）（盛岡市委託事業）（事業費 37,587 千円）

地域の高齢者の生活上の相談や介護相談等に対し、必要な援助を関係機関とのネットワークを通じ専門的な総合相談支援を行います。また、権利擁護の支援や認知症高齢者の地域での支援体制づくりに取り組み、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的・継続的に推進します。

○開設日・時間 月～金曜日 9時～19時、土曜日 9時～12時

○盛岡駅西口地域包括支援センター 保健師 2名 社会福祉士 1名 主任介護支援専門員 1名
介護予防支援員 1名 生活支援コーディネーター兼認知症地域支援推進員 1名

○みたけ・北厨川地域包括支援センター 保健師 1名 社会福祉士 1名 主任介護支援専門員 1名
介護予防支援員 1名 生活支援コーディネーター兼認知症地域支援推進員 1名

(5) 外出の支援

移動が困難な障がいのある方や高齢者の方が通院、リハビリ、社会参加等で外出する際の利便を図るため、福祉車両の運行や貸出しを行います。なお、運行に際しては、運行後の車両消毒など感染症予防に十分留意し、運行いたします。

① おでかけ送迎サービス（事業費 3,486 千円）

一般の交通手段での外出が困難な方の移動手段として、送迎ボランティアの運転協力によりリフト付福祉車両（4台）を運行します。

○対象者 車いす等を利用しなければ外出が著しく困難な方

○利用時間 平日 9時～16時

○利用条件 登録制 月 2回まで、利用予約（1カ月前から）、添乗者（介助者）が必要。

○利用料 無料

○送迎ボランティア登録者数 14名

② 「ぷらっと^{きゃぶ} cab」の貸出し（車いす同乗福祉自動車の貸出し）（事業費 273 千円）

一般の交通手段での外出が困難な方のため、スロープ式車いす同乗福祉自動車（1台）を貸し出しします。

○対象者 車いすを使用しなければ移動が困難な身体に障がいのある方や高齢者

○利用期間等 2日以内（年末年始・祝日及びセンター休館日を除く。）

○利用期間等 8時30分～17時

○利用条件 運転手必要、月 3回まで、利用予約（2カ月前から）

○利用料 無料。ただし、ガソリン代等車両利用中の経費は申請者負担。

(6) 心身障がい児一時介護の支援（事業費 20 千円）

心身に障がいのある児童の保護者が傷病や社会的理由によって、家庭における介護が一時的に困難となった場合に、第三者に一時的に介護を依頼するために要する経費について助成します。

○1時間 500円（盛岡市手をつなぐ育成会、社会福祉協議会 各 1/2 負担）

4. 東日本大震災被災者支援

東日本大震災により市内に避難されている被災者支援のため、もりおか復興支援センターと連携を図りながら、災害公営住宅入居者の支援をします。

また、復興を支援する民間団体「もりおか復興支援ネットワーク」に参加し、参加団体相互の情報共有と連携を進めます。

5. 福祉活動情報の発信

より多くの市民に地域福祉活動への参加を呼び掛けるとともに、様々な情報提供手段を利活用、工夫しながら福祉活動に関する情報を積極的に発信し、市民の地域福祉活動や社会福祉協議会の役割などへの理解向上に努めます。

(1) 第60回盛岡市社会福祉大会の開催 (事業費 1,435 千円)

社会福祉の推進に功労のあった方々を顕彰するとともに、地域福祉活動の日常的な実践に向けた活動を展開する機会とするため、多くの市民の参加を得て社会福祉大会を開催します。

○期日 令和3年10月22日(金) 盛岡市民文化ホール(マリオス)

(2) 社会福祉協議会会報「福祉もりおか」の発行 (事業費 5,474 千円)

社会福祉協議会や地区福祉推進会が行う事業、地域福祉推進活動、ボランティア活動等に関する情報について広く市民の方々にお知らせするため、年4回(6月、9月、12月、3月)会報を発行します。

(3) インターネットを利用した情報発信 (事業費 155 千円)

ホームページやFacebook、Twitter等のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)を通して、事業情報等を積極的に公開し透明性の確保に取り組むとともに最新情報を発信します。また、各種サービスの申請書等をホームページに設置し利用者の利便性の向上を図ります。

6. 総合福祉センターの管理運営 (事業費 18,462 千円)

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、住民の皆様に安全かつ快適に利用いただけるよう、盛岡市総合福祉センター及び盛岡市玉山総合福祉センターの衛生的な環境の確保及び維持管理に努めます。

また、刷新したホームページやSNSの活用による周知を行い、引き続き市民の福祉活動、ボランティア活動場所としての利用促進を図ります。

7. 職員の育成

(事業費 245 千円)

市民から求められる職員像を明確にし、職場外の研修参加の促進と階層別研修内容の充実、職場内の実践トレーニング（OJT）、自己啓発の促進を図ります。

社協職員がめざすべき職員像	社協がめざすべき職場像
<ul style="list-style-type: none">○ 市民と協働する職員○ 利用者本位のサービスを行う職員○ 経営感覚を備える職員○ 自己を磨く職員○ 高い倫理観を持つ職員	<ul style="list-style-type: none">○ 活気のある職場○ 組織で仕事をする職場○ 迅速に行動する職場○ 人を育てる職場